

付録 2

「中華人民共和国危険化学品安全法」 の（コメント募集草案）起草説明

大連「7.16」、青島「11.22」、天津港「8.12」及び江蘇響水「3.21」等の大事故の教訓を深く学び、危険化学品の長期安全管理を確立するために応急管理部は、「中華人民共和国危険化学品安全法（コメント募集草案）」（以下、「コメント募集草案」）を起草した。以下に説明する。

【1】 立法の必要性

- (1) この法律は、党中央委員会及び国務院の指導者によって制定された、“安全生産指示に関する重要な措置”に関するものである。

第 18 回中国共産党全国大会以来、習近平総書記は、人民至上、生命至上、安全第一を強調し、人々の命と健康はどんな犠牲を払っても守らなければならないと繰り返し強調してきた。生産上の安全問題を解決する手段として、法体系を強化し、法の考え方、法の規則遵守により、生産上の安全レベルを着実に向上させる必要がある。このことが最も基本的な措置である。2019 年 11 月 13 日、李克強首相は、江蘇省響水で発生した「3 月 21 日」の特別大事故の調査報告を聞くための国務院常務会を開催し、関連する法律・法規の策定・改正を加速し、大事故を引き起こした主な違反行為に対する罰則強化を指示した。新しい発展理念を守り、盲目的で無秩序な発展現象を抑制し、業界のレベルアップを促進し、発展レベルを高めることが求められている。

- (2) この法律の制定は、中国における危険化学品の安全生産に関する厳しい状況に効果的に対応するための緊急に必要とされたものである。

中国は 2010 年以來、世界最大の化学品生産国になり、その生産能力は世界全体の約 40%を占め、ヨーロッパと北米の合計に相当している。統計によると、現在、危険化学品の生産・経営事業者数は 20 万を超え、化学物質生産企業は 9.6 万、省級以上の化工園區は 300 以上ある。その産業規模は大きく、多くの産業が関与し、分布している地域範囲が広く、安全管理の繋がりが長く、関連する監督部門が多い為に、事故の発生が増加し、大きな危害を及ぼし、影響が大きいという特徴がある。安全生産の状況は依然として厳しく、緊急に法律を制定し対応する必要がある

- (3) この法律の制定は、中国における危険化学品の安全生産業務を統一し、標準化し、厳格に実行する為に緊急に必要なものである。

危険化学品の安全に関しては、多くの部門、多くの法律や規制が関係しており、管理監督の重複や盲点などの問題が同時に存在します。現在の法律及び行政規制は、さまざまな角度、部署、業界から提出された危険化学品の安全に対するさまざまな要求事項からできている。その結果、関連業界における危険化学品の安全性管理要件および基準は、調整および統一が不十分であり、関連部門間の調整不十分や連携不足等の問題があり、統一された法制化が急務となっている。

【2】 立法の簡単な経緯と全体的な考え方

2015年に天津港「8・12」特別重大事故が発生して以来、国務院幹部の要請により、旧国家労働安全総局が<<危険化学品法>>の起草を開始し、徹底的な調査を経て最初の草案が作成された。2018年の国務院の機構改革以来、特に2019年の江蘇省響水「3・21」特別重大事故発生後、緊急管理部はこの法律の起草作業を加速し、全国人民大会常任委員会の法務委員会、および法務部と繰り返し連絡を取り、一致した事項に基づき、「危険化学品安全管理条例」を改正・改善し法律に格上げするための立法方針を基本的に決定した。機構改革の精神に従い、2019年6月から11月にかけて、緊急管理部は組織的検討を新たに行い、この法律の草案を起草した。2020年1月から5月にかけて、関連各部門、各省の緊急管理部門及び主要な立法連絡窓口、中央及び国家の関連部門、一部の中央企業及び業界団体の意見を求めた。各方面の意見を踏まえて、「コメント募集草案」が作成された。

この法律の起草に関する総合的な考え方は： 習近平総書記の生産の安全性に関する論述された重要な精神を確実に実施すること、特に危険化学品の安全に関する重要な指導の精神を完全に実施し、危険化学品の安全な生産作業を全面的に強化することである。:

1つ目は、人民第一、生命第一を堅持し、人々の生命・安全及び身体の健康を守り、ライフサイクル全体とプロセス全体を強化し、この法律を中国の危険化学品の安全分野の基本法とし、現行の関連法と行政規制をこの法の下に統合する。

第2に、危険化学品の管理組織の責任を強化する。特に生産、貯蔵、販売、使用、廃棄処理などの重点項目、重点組織の安全生産に関する責任、および違法行為に対する責任追及力の強化を図る。

第3に、「業界は安全を管理し、業務は安全を管理し、生産管理部門は安全を管理しなければならない」及び「主管者が責任者、許可者が監督責任者、建設者が責任者」の原則に基づき、関連部門は危険化学品のあらゆる側面において安全監督責任を厳格に実施する。

4番目は、安全リスクによる発生源管理に基づき、危険化学品の評価と登録を行い、化工園區の規制部門及び関連する企業の安全基準に従って、発生源から事故発生を予防する。

【3】 <<コメント募集草案>>の主な内容

本<<コメント募集草案>>には、一般規則、登録と評価、規制部署、生産と保管の安全性、使用の安全性、売買上の安全性、輸送の安全性、廃棄物処理の安全性、事故緊急救助、法的責任と補足条項が含まれ、全部で11章、137条ある。

(1) 危険化学品の安全管理・監督部門の責任分担を明確にする。

「業界・企業は安全を管理し、業務管理者は安全を管理し、生産管理部門は安全を管理しなければならない」及び「主管者が責任者、許可者が監督責任者、建設者が責任者」の原則に基づき、<<コメント募集草案>>は危険化学品の生産、貯蔵、使用、販売、輸送及び廃棄処置などの各項目において、緊急管理、公安、市場監督、生態環境、交通運輸、健康衛生、天然資源、産業および情報技術、住宅および都市-農村建設、税関等の主管部署の職責を確実に実施する。同時に、他の部門がそれぞれの義務、規定に従って、関連する企業領域における危険化学品の安全生産の管理監督の職責を遂行することを規定する条項が追加されました（第4条および第6条）。

(2) 化工園區、物流園區の計画、構成及び安全管理を強化する。

発生源としての化学企業の構成を最適化し、事故発生を防止及び削減するために、<<コメント募集草案>>では以下のことを規定する： 関連部門が危険化学品の生産と貯蔵のための企業計画、産業計画及び地域構成を作成する際に、安全評価、産業配置、計画と構成、経済規模、企業参入条件等の対策を提案する。化工園區の設立は、関係する人民政府の産業計画及び国土利用計画の要件に準拠し、省級人民政府又は国务院に報告し、その管理権限に従って承認を受ける。化工園區と都市の市街地、人口密集地域、重要な施設等の敏感な地域・施設との間に十分な安全距離を保つこと。交通運輸の主管部門は、危険化学品の保管、積み下ろし、運送などの物流園區、集中型停車場、高速道路サービスエリアの臨時停車区域等の計画を推進する（第 19 条から第 24 条）。

(3) 危険化学品の生産、貯蔵、販売、輸送及び研究開発の安全管理を厳格にする。

<<コメント募集草案>>では以下のことを規定している： 危険化学品的を生産、貯蔵する企業は、安全リスク評価・コミットメント公告制度を確立し、安全生産を危うくするような工程、技術及び設備を排除し、使用してはならない（第 29 条）。危険化学品的の研究開発部門の安全管理要件を厳格にし、危険化学品的の新しいプロセス、新技術の開発のための安全管理規制を強化する（第 34 条）。劇毒物、爆発性危険性の化学品的をインターネットで販売することを禁止する（第 70 条）。危険化学品的を道路で輸送する場合、運送業者と充填企業は、輸送車両、タンクが安全技術検査の有効期間内であるかどうか、警告標識が吊るされているか塗装されているかを確認し（第 76 条）、運転手は日中の継続運転時間は 3 時間を超えてはならず、夜間の連続運転時間は 2 時間を超えてはならない（第 77 条）。

(4) 危険化学品使用時の安全管理を強化する。

関連する企業従業員と一般市民の安全を保護するために、<<コメント募集草案>>は以下のことを規定する： 危険化学品的を使用する企業・組織は従業員に化学品的安全技術説明書を提供する（第 52 条）。危険化学品的を使用する大学、研究機関、医療機関等の組織は、危険化学品的安全管理規則制度を確立し、人員の安全教育及び訓練を強化する（第 53 条）。如何なる企業・組織又は個人も危険化学品的を勝手に廃棄してはならず、危険化学品的を公共交通機関で持ち運んではならず、関連する輸送管理規則を遵守すること（第 56 条）。危険化学品的が盗まれたり、奪われたり、その他の方法で紛失した場合、事故を起こした企業・組織及び個人は速やかに公安に報告する（第 58 条）。

(5) 危険化学品的の廃棄処理に関する安全監督責任を明確にする。

危険化学品的の廃棄処理に関する安全管理を強化し、事故の教訓を生かして安全な生産作業を促進するために、2020 年<<固体廃棄物環境汚染防止法>>に基づき、<<コメント募集草案>>に危険化学品的の“廃棄処理の安全”に関する章を追加しました。中国中央国务院の関連する意見と規制により、生態環境部は危険化学品的の廃棄処置を担当し監督・管理の責任を負うことを明確にした。同時に、廃棄危険化学品的を生産・発生する組織・企業に対して、廃棄危険化学品的管理計画と管理台帳を制定することを要求し、関連情報を確実に記録し、国の危険廃棄物情報管理システムを通して所在地の生態環境主管部門に申告する。生態環境主管部門は、関連する情報システムを通じて、企業のファイリング情報を相当する緊急管理部門に送付する（第 6 条第 4 項、第 95 条など）。

(6) 関連する危険化学品の安全行政許可事項とその範囲に対して適切な調整を行う。

国務院の“放管服（経済改革政策）”という改革精神を実現するために、行政許可事項を最適化し、安全リスク的管理制御方法を実現化し、規制管理の有効性を向上させるために、<<コメント募集草案>>は以下のことを規定する。

第一に、“3つの証明書を1つにする”（三証合一）を実施する。つまり危険化学品安全生産許可証、経営許可証、および安全使用許可証の3つの許可証を1つの許可証、つまり“危険化学品企業安全生産許可証”に統合し、許可証に、生産、経営、使用の3事項を含む生産と運用を含む企業類型を表示する（第6条、第1項、第36条、第49条、第50条、第51条、第62条）。

第2は、危険化学品建設プロジェクトの安全条件審査と安全施設設計審査を建設プロジェクトの安全審査に統合し、安全審査プロセスを簡素化し、許可供与の効率を向上させる（第6条第1項、第27条、第28条）。第3に、危険のリスクが低く、プロセスルートが簡単で且つ化学反応を伴わない危険化学品生産企業では備案管理を実行する（第36条）。

(7) 危険化学品の安全管理監督のための情報化手段をさらに整備・改善する。

危険化学品の安全な生産管理のレベルを向上させ、“インターネット+”のような方式の使用を促進するために、<<コメント募集草案>>は以下のことを規定する： 国務院の工業及び情報化部門が国務院の関連部門と協力して危険化学品情報管理システムを確立し、危険化学品に対して電子標識及びライフサイクルの情報化管理を実施する。危険化学品の生産、貯蔵、使用等、企業は、国家標準或いは業界標準の規定に基づき自動制御システムおよび安全計器システムを装備し、安全生産情報監視システムを確立し、情報に基づく安全監視、制御および早期警告を実現する（第10条、第39条）。

(8) 違法行為に対する罰則を強化する。

違法行為に対する罰則を強化するために、<<「コメント募集草案」>>は、違法行為に関連する道具、設備、原材料の没収、及び商品価値の5倍以上10倍以下の罰金を含む20余の行政処分を行う。重大な違反行為に対する“二重罰則”措置を明確にし、違法企業・組織に罰金を課すとともに、その主な責任者、主な監督者及びその他の直接責任者に罰金から行政拘禁までを科します。同時に、<<コメント募集草案>>では、関連部門が共同罰則を実施するための具体的な方法も規定する（第108条から第130条）。